

補装具費支給制度の業者登録関係書類について

日頃から、川崎市の障害保健福祉行政に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

本市における補装具費支給制度の業者登録について、新規登録又は変更が生じた場合、必要書類に記載のうえ、提出をお願い申し上げます。

【登録にあたって提出が必要な書類】

提出先 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1
電話 044 (200) 2653/FAX 044 (200) 3932

1 補装具業者登録申請書 (1通) ※【必須】

2 事業所調書 (共通1通) ※【必須】

- ・ 義肢製作設備等調書 【申請書に記載した取扱種目について必須】
- ・ 車いす取扱調書・・・(1)～(3)【申請書に記載した取扱種目について必須】
- ・ 電動車いす取扱調書・・・(1)～(4)【申請書に記載した取扱種目について必須】
- ・ 補聴器取扱調書・・・(1)～(2)【申請書に記載した取扱種目について必須】
- ・

3 「川崎市補装具費委任払い制度に関する契約書」(川崎市⇄補装具業者)(2部)※【必須】

住所、業者名、代表者名を記入し押印をお願いします。契約期間及び契約日は記入しないでください。

4 口座振替払登録届【川崎市へ口座登録をしていない場合は、必須】通帳のコピー(表紙の裏側のページ)の添付が必要です。

【変更関係】

○補装具業者登録変更届出書

すでに登録をなされている事業所様について、登録内容に変更が生じた場合にご提出ください。

提出先 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

○口座振替払登録届 (変更・追加・廃止)

市内の福祉事務所から補装具費の支払いがされますが、その口座の変更が生じた場合に、本市の会計室へ提出する書類です。

【注意事項】申補装具業者登録申請書と契約書、請求書の印は同一のものを使用してください。